

氏名(本籍) いすずがわ
五十鈴川 ひろし
寛(山形県)

学位の種類 農学博士

学位記番号 農第71号

学位授与年月日 昭和48年2月8日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

最終学歴 昭和39年9月
慶應義塾大学経済学部卒業

学位論文題目 農業経営計画法の適用に関する研究
－とくに山形県農業改良普及事業との
関連における考察－

(主査)
論文審査委員 教授 平野 蕃 教授 吉田 寛一
助教授 菊元 富雄

論文内容要旨

1

1945年を境に、わが国の農業に関する諸制度には、いくつかの重要な変革があった。農業改良普及制度の創設(1948年)もその一つである。この制度の発足によって、国と県が協力し、農家の経営改善に関する指導を組織的におこなうことになった。

その後、今日まで20余年間を経過しているが、山形県は農業県であるため農林行政に力点をおき、農家の経営改善に関する指導を積極的にしてきたとみられている。

本論の課題の一つは、山形県の場合を例として経営改善普及の変遷を——とくに手段とした農業経営計画法の適用について——その背景をなす農業政策の変遷と関連づけて考察することである。

また、つぎの課題は、普及の手段となった農業経営計画法について、実際に適用する立場から比較考察することである。

最後に今後の農業経営発展に果すべき経営改善普及の役割についての考察をつけ加える。

2

農業政策変遷の年代区分は、戦後わが国経済の発展段階とこれに対応すべくとられた重点施策に視点をおく通説に従った。なお最近の動向からみて1970年以降を区別した。

普及事業における経営改善の目標・手段ならびに体制の変遷と、全国的な農業試験研究機関の整備統合(1950年)以来「普及の技術センター」として位置づけられた県農業試験場の研究課題の変遷をみると、いずれも行政対応の姿勢が強まっている。

発足当初教育的な性格を強調していた普及事業も、ときどきの農業政策にそって農家を誘導する役割をにならようになつた。

重点的な農業政策にそって農家の経営改善目標がかかげられ、この目標に接近させるに好都合な農業経営計画法が普及の手段として選ばれたとみることができる(表-1)。

のことから経営計画法は単に手法としての特質のみでなく、普及の手段となるとき社会経済的意義役割をもつものと考える。

3

これまで山形県において経営改善普及の手段として適用してきた投入産出分析試算計画法、経営類型、協業管理計画、線型計画法について、①その概念、②適用の手順、③適用の結果および、④適用上課題となることを順序だててまとめた。そのうえで実践的な農業経営計画法という

表一 1 経営改善普及の変遷

区分	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
年代	1948～55年	1956～60年	1961～69年	1970年～
経済発展期	戦後経済復興期	高度経済成長前期	開放経済体制確立期	国際経済の新段階
農業政策	食糧増産政策	新農村建設総合対策	農業基本法政策	総合農政
経営改善普及	自作農創設 多角経営	主産地形成 選択的拡大	自立経営育成 協業化の助長	稻作転換 地域開発への対応
	手段	農業簿記 簡易経営診断	投入产出分析 試算計画法	線型計画法
経営研究の課題	當農試験地 (属人)	當農試験地 (属地) 経営実態分析	機械化実験農場 自立経営設計 先進事例分析	大規模実証試験 企業的経営設計 地域農業計画

立場から、それぞれの特質について考察した。

経営改善普及の変遷にみると、普及事業の初期には簡易な図表式による経営診断をおこなっていたが、これは問題発見的・啓蒙的性格のもので、次の改善計画に結びつけ難い欠点があった。

これに対して、その後とりあげられた四つの農業経営計画法は、共通して農業経営の「あるべき姿」を創出していく規範的な性格をもっている。

農業経営に関する研究は、一般に分析的态度をとる。しかし普及事業でとりあげるとき、いずれ農業者の意志決定に結びつき、その後の経営改善の指針にできることが必要である。この方法としては「現実にある姿」を明確にするだけの実在的な分析法より、「あるべき姿」を少しでも具体化できる規範的な分析法が、経営改善普及と結びついた分析法として期待できるとみられた。

国の農業政策にそって農家の経営を誘導しようとする能動的手段として、手法を問題とすると、分析の手法というより計画の手法として接近してきたことになる。

いて特徴をもっている。

(1) 計画の主体という点からみると、本来農業経営計画の主体は農家であり、多数の農家は自らの将来計画をもっている。しかし、それが形として整っている場合は少ない。普及の手段として農業経営計画を立ててきたこの場合の計画主体は、直接農家ではなく普及員や県であった。普及員や県が計画主体であるのは農家にかわってやるか、例示するという態度である。それが滲透して農家にとりあげることにならなければこの段階にとどまる。

(2) 計画の目的と(3)計画の対象という点については、いずれも当時の農業政策を背景としてとりあげられたものだけに、それぞれ具体的なものをもっていた。

(4) 計画の方法については、(4)-1 評価の基準と(4)-2 設計の手順の二つの点から特質をみた。

(4)-1 評価の基準は、分析の結果や成案を比較し、計画案の得失を明らかにする対照として、自己の経営、実在する他の経営、標準としてつくられたものがあった。

(4)-2 設計の手順には、計画目的に接近するため技術ならびに収益係数を試行錯誤的に積みあげていく方法と、数学的に定式化された方式で直截的に求める方法があった(表-2)。

表-2 農業経営計画法の比較

	投入産出分析 試算計画法	経営類型	協業管理計画	線型計画法
計画主体	<pre> graph TD County[County] --> ExtensionAgent[Extension Agent] ExtensionAgent --> Farmer[Farmer] </pre>	<pre> graph TD County[County] --> ExtensionAgent[Extension Agent] ExtensionAgent --> Farmer[Farmer] </pre>	<pre> graph TD County[County] --> ExtensionAgent[Extension Agent] ExtensionAgent --> Farmer[Farmer] </pre>	<pre> graph TD County[County] --> ExtensionAgent[Extension Agent] ExtensionAgent --> Farmer[Farmer] </pre>
計画目的	畑作所得の拡大	他産業従事者水準の 所得達成(自立経営)	協業組織・協業経営の 管理運営体制の確立	最有利作物の選択
計画対象	県内畑作研究集団参加農家など	農業構造改善事業地区 農家および制度金融利 用農家など	農業構造改善事業関係 集団など	稲作転換農家の 一部など
計画 基準	自己比較	標準比較	標準および自己比較	自己比較
方法 手順	試行錯誤的に積 みあける方式	試行錯誤的に積みあ げる方式	試行錯誤的に積みあ げる方式	数式化し、直截 的に求める方式

(注) 計画主体 [] : 一般化しなかったもの

四つの農業経営計画法のなかで、計画主体が県一普及員一農家の段階まで滲透し得たものほど、適用効果をあげることになる。

投入産出分析試算計画法は、農家の生産に対する意欲が昂揚していた時期において、その方式が農家に理解できるものであったため効果をあげた。また、協業管理計画は零細な経営規模のなかで機械化しなければならない必要条件が背景となって、おおよその目的を達した。

これに対して、経営類型は全く政策的な目標設定であり、それは意図的であるため主観的ともいえる欠陥をもっていた。実際の農家には目標の提示におわり、しかも他産業従事者の所得水準にあわせて目標所得を高くした後のことなど、現実の農業経営から乖離していくことになった。

線型計画法については、手法の理解と基礎データの整備が普及員段階にもおよばず、問題はこれからであるといえる。

しかし、このことをもって農業経営計画法としての優劣を論議するものではない。農家段階まで及ばないものであっても、手法より目的に問題がある場合もあり、経営類型による自立経営の育成はこの例である。

6

今後どのような農業経営計画法が普及の手段として有効であるか。これは将来の農業経営がどのような発展方向をたどるかにかかる。適確に予測することは困難なことであるが、一般的な見通しとして農業生産の地域分化が促進され、農業従事者の兼業化傾向はなおも続くとみられている。このような情勢のなかでは個別完結的に経営機能を全うすることができる経営は少なく、農業に対する開発投資は公共事業にたよる面が多いので、そのつど農業生産の組織化が強くすすめられるものとみられる。

一面、激動する経済情勢のなかでも、農業者の創意と努力により規模拡大を果し、企業的ともいえる経営が一部にてている。

このような動向からみると、これからさき経営改善普及の手段とする農業経営計画法は、目的対応でさまざまな手法を選択して利用すべきであると考える。

これからも新しい農業経営計画法が創出されるとみられるが、現在ある経営計画法に新たな内容を加えることも必要である。これまで農業経営計画法の理論的研究は高度化しているが、実際に広く適用して検討したものは少なく、また新しい農業経営計画法は、その原理を一般企業の経営計画法に依拠するものが多くなっている。

適用研究を目的とした本論の主要な内容においても、経営計画法の原理を現実の農業経営改善に利用するために多くのことを検討してきた。

例えば、一地域の資源を効率的に活用するには線型計画法が、方向性の選択において規範的で結果が明瞭である。しかしこの計画法の実用化にとって必要なことは、より高度で精緻なものにするより実際的なものにすることである。数式化されて演算を電子計算機でおこなうことができても、その基礎となる技術係数策定の困難さはこれまでと同じである。この欠点を補う試みとして技術係数の標準化についてとくに検討を加えてきた。

補助施策と関連する小地区の拠点的開発は協業化の形をとるため、協業管理体制も必要である。協業組織の規模は個別の経営を凌駕する。しかし個別経営を構成員として、その機能の一部を補完する性格のものである。

従って協業組織の運営にはそれ自体の安定的発展とともに、構成農家と協業組織の利害均衡、構成農家間の利害均衡が重要である。また規模が拡大された場合も季節性など農業生産のもつ特殊性は捨象されず、むしろ強まり、阻害条件とさえなる場合がある。

協業管理計画は単に一般企業の経営計画法を適用するのではなく、生産管理と財務管理を含めた計画法の創出につとめることである。

稻作協業組織を例にして創業計画のパターンを示した。ライスセンター、選果場、ホップ経営について損益分岐点分析を用いたのは、既存の企業分析のなかではこの方法がもっとも目的にかなっていると考えるためである。また個別の利害がともなう半袖分散した面場を集め、一農場的な作業単位とする運営方式を防除、選果、ホップ摘花作業について実証した。

いつの場合も個々の農業者にとって経営発展計画の目標は必要であり、また経営改善をすすめる立場のものにとって、指導の目標とする経営の姿は必要である。この点からみれば経営類型的な計画手法も意義がある。ただこの場合目標設定の合理性と実現の可能性は充分検討する必要がある。

投入产出分析や試算計画法は、新旧技術の得失を比較する計画において、試行錯誤的な方法が農業者自らその内容に理解が及ぶかえって有効とみられる。たゞこの場合評価の基準を現金・現物・労働においてきたが、これからは生産原価・農業所得または部門所得・農家所得または総合所得におくことが適当と考え、トラクター・選果機・ホップ摘花機について実証した。

うこと。(2)農家生産集団の組織について援助しその管理運営について助言することは、これまでと同じように重要であるが、一部の経営には私的利息を第一に求めて、普及事業がおこなう一般的な経営改善普及の対象から離れるものがでるとみられる。

これからは、(3)国・県・市町村・農協などのおこなう地域農業計画の策定と実行に参加することがより大きく加わる。この場合普及事業が行政機関のたてる計画の一方的な推進役になることなく、個別の利害に基礎をおく計画と行政の目的からつくられる計画を調整して、地域の農業を発展させることが重要な役割になると考へる。

審査結果の要旨

本論文の課題は、三つに分かれる。一つは山形県を調査研究の場にえらんで、農業経営の改善事業の展開の筋道を農業経営計画法を農業経営改善に適用することを中心にしてことと、国と県との農林行政からの要請と関係づけて、戦後の山形県の農林行政と普及事業とその間の経営計画法の発展を関連づけることである。第二の課題は、種々の計画法について、実際に農家に実行させる立場から計画法相互間の比較研究ということである。第三に、今後の農業経営の発展にとって、経営改善事業、引いては、経営計画法を適用することの意義についての考察である。

第一の課題については、論文内容要旨に表1として要約してある通り、戦後の時期を、経済復興の時期、高度成長前期、開放経済確立期、国際化の時代の4期に区分して、農業政策としては、食糧増産、新農村建設、基本法農政、総合農政として特徴づけられて、政策的な経営改善目標が明かにされ、それに対応して、第一期には、農業簿記の奨励、簡易経営診断法等の基礎的ではあるが、初步的な手法からはじまって、第二期には、主産地形成・選択的拡大等の政策目標との関連で、投入産出分析、試算計画法等を用いる計画手法が適用検討され、第三期には、協業管理計画法、第四期には、線型計画法というように進展した事情が述べられている。

第二の課題については、投入産出分析、試算計画法、経営類型分析、協業管理計画、線型計画法について、その概念、適用の手順、適用上の結果と問題点の順で比較検討している。さらに各計画法について、計画の主体、計画の目的、対象、方法について比較検討している。

最後に、経営計画法の今後の経営改善の手法としての役割について考察している。その主要点は、今後の農業経営が、地域分化を促進されるとともに、個別経営の集団組織化も進むことが予想されること、さらに規模拡大する経営と零細兼業化する階層というように分化・多様化が進むことが予想されるので、経営計画も、それぞれの類型に応じて多様な選択が必要であるとみている。

以上のように、本論文は、基礎研究（計画法の基礎研究）の成果を、農家に採用させるまでに、中間項として存在する県農試の経営研究者、経営特技普及員等がはたすべき役割と農政に先導される経営改善目標との関連の問題等をふまえて、経営計画法の比較検討をしたものである、基礎研究とその適用上の問題を体験にうらづけられて研究したものである。その意味で経営研究上も計画法適用上にも、多くの新知見と応用上の工夫、創意にとんでいるので、著者は農学博士の学位を授与される十分な資格を有するものと判定した。